

平成 30 年度第 1 回学校給食共同調理場運営委員会会議録（概要版）

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 20 日（水） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 15 分まで
2. 開催場所 白井市役所 3 階会議室 301
3. 出席者 委員 鳥海委員長、岡田委員、倉敷委員、黒島委員、加藤委員、大西委員
久保委員、小野委員、牛島委員
事務局 井上教育長、小泉参事、平井所長、板橋、宇田川、金井
欠席者 佐藤委員、青龍委員、佐々木委員、榊原委員、大村委員
4. 傍聴者 なし
5. 報告事項
 - ①新たな学校給食共同調理場建替事業について
 - ②平成 29 年度学校給食共同調理場運営委員会活動実績について
8. 議題
 - ①平成 30 年度学校給食共同調理場運営委員会活動予定（案）について
 - ②平成 30 年度学校給食共同調理場の運営について
 - ③白井市学校給食における食物アレルギー対応食の手引きについて
 - ④その他
9. 配布資料

報告事項

 - ① 学校給食共同調理場建替について
ライブカメラからの建設現場の画像写真
白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針 [別添 1]
 - ② 平成 29 年度学校給食共同調理場運営委員会活動実績について

議題

 - ① 平成 30 年度学校給食共同調理場運営委員会活動予定計画（案）について
 - ② 平成 30 年度学校給食共同調理場の運営について
 - ③ 学校給食における食物アレルギー対応の手引き（素案）
10. 議事 以下のとおり

事務局	<p>皆さん、こんにちは。本日は、お忙しいところを出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、平成30年度第1回白井市学校給食共同調理場運営委員会を開催いたします。</p> <p>本日の会議ですが、委員の皆様半数以上の出席となっておりますので、会議が成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>はじめに、白井市教育委員会井上教育長よりご挨拶申し上げます。</p>
教育長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。教育長の井上でございます。本日は大変お忙しい中、学校給食共同調理場運営委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、新年度が始まって2カ月が経過したところでございます。今のところ、学校も安定して進んでいる状況でございます。</p> <p>今年度の学校給食共同調理場運営委員会の委員におかれましては、教職員の人事異</p>

	<p>動により、先日大山口中学校の佐々木校長に新たに委嘱をさせていただきました。</p> <p>また、P T A連絡協議会の改選がありまして、南山小学校のP T A副会長の黒島様、また、大山口中学校P T A会長の加藤様にお引き受けいただきました。公私ともお忙しいと存じますけれども、本市の学校給食共同調理場の充実を図るため、お力添えを賜りますようお願いいたします。</p> <p>新たな給食センターの準備ですけれども、平成31年1月末の施設完成に向けて、順調に工事が進んでいるところです。また、新しい給食センターには愛称をつけたいということで、市内の小中学生から5月に募集をして、現在愛称名の選定を行っております。</p> <p>本日は、共同調理場の事業概要や新センターの進捗状況につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>新センターでは、平成31年9月を目途に、食物アレルギー対応食の提供を開始することから、学校給食における食物アレルギー対応の手引きの素案を作成しましたので、皆様から貴重なご意見をいただきたくお願いしたいと思います。</p> <p>本日は、どうぞよろしくようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。井上教育長におかれましては、この後ほかの公務がありますので、ここで退席させていただきます。</p>
教育長	<p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>本日の会議ですが、所用により欠席の連絡をいただいております。佐藤委員、青龍委員、佐々木委員、榊原委員、大村委員から欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、事務局において人事異動がありましたので、私のほうから紹介をさせていただきます。</p> <p>**職員紹介**</p>
事務局	<p>これより議事に入りたいと思います。本日の会議ですが、白井市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき公開とさせていただきます。本日の傍聴人はおりません。また会議内容ですが、録音をさせていただきます委員のお名前等伏せ、後日公開をさせていただきますのであらかじめご了解ください。</p> <p>それでは、ここで資料の確認をお願いします。</p> <p>資料確認。</p> <p>それでは、ここから学校給食共同調理場管理規則第3条の規定により、委員長が理事の進行を務めることとなっておりますので、鳥海委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、学校給食共同調理場管理規則第3条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。</p> <p>早速ですが、報告事項二つのうち1点目の新たな学校給食共同調理場建替事業につ</p>

事務局	<p>いて、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>報告事項（１）の学校給食共同調理場建替について、資料をごらんください。</p> <p>本事業につきましては、随時、本委員会にも説明しているところで、前回は、平成30年2月7日に説明しております。本日は、その後の進捗状況などについて説明したいと思います。</p> <p>まず、1の事業概要につきましては、これまでも説明しておりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>2の事業の経緯につきまして、2月7日の運営委員会後について説明いたします。2月23日には、現地にて起工式を行い、鳥海委員長などに出席していただきました。3月からは本格的な工事が始まっており、3月24日には、擁壁工事が完了しまして、4月25日には、杭工事が終了しています。</p> <p>また、5月16日からは、市のホームページでも工事の状況をライブカメラで確認できるようになっております。本日配布しましたのは、昨日の夕方のライブカメラの写真を配布させていただいております。</p> <p>写真を見ますと、既に写真の手前、左側というのでしょうか、白いコンクリートがあるかと思えますけれども、これは、除外施設、要は排水処理施設でございます。既に地中に埋設されている状況です。また、写真の奥のほうには、建物の基礎が見えます。一番奥のほうですが、基礎を打ってないのではないかというような感じになっていきますけれども、この建物、大きいですから、3工区に分けて基礎を打っていきまして、最終基礎を本日打つ予定だったようですが、雨のため中止になっておりますが、工期的には順調に進んでいるというところでございます。</p> <p>5月13日には、市内の全小中学校の児童・生徒を対象に愛称を募集したところで、これについては、後ほど説明いたします。</p> <p>3の新たな調理場の名称についてです。</p> <p>まずは、（１）の正式名称についてです。今の調理場は、正式名称は白井市学校給食共同調理場という名称になっておりますが、建替を機に名称を変更したいということで、昨年度、ここにいない委員さんもいたかと存じますが、学校給食センターに変更したいということをお諮りしたところ、全会一致で賛成をいただいているところです。</p> <p>また、その後、教育委員会議でも名称変更については了承をいただいておりますが、この名称の変更に当たっては条例の改正が必要となりますので、平成30年第3回市議会定例会（9月議会）において、条例の改正案を提案し、31年4月1日より変更するよう手続きを進めていきたいと考えております。</p> <p>（２）の愛称についてです。児童・生徒や多くの市民の皆様に愛着が持たれるような施設となるよう愛称を募集したところです。ちなみに、隣の印西市でも募集し、コスモキッチンという愛称がついております。先ほど、教育長も少し触れていましたけれども、5月31日までを締め切りとしまして、昨日集計が終わったのですけれども、278人から591件の応募がありました。今後、事務局において候補を絞らせていただいて、7月の教育委員会議で決定していきたいと考えております。結果につきましては、</p>
-----	---

ホームページ等で公表していきたいと思っております。

続きまして、4の学校給食における食物アレルギー対応についてです。

まず、(1)の食物アレルギー対応の基本方針につきましては、本委員会にも事前にお示しするなどし、別添1のとおり、平成30年3月に公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針を策定し、平成30年4月に学校をとおり全ての児童・生徒及びその保護者にお知らせをしております。

概要としましては、原則として、児童・生徒の安全を最優先に取り組むこととし、③の学校給食というところでは、新たな共同調理場や桜台小中学校で実施する学校給食のアレルギー対応食、これは除去食になるのですが、そのことなどを記載しております。なお、新たな共同調理場では、卵、乳の両方を除去した除去食、桜台小中学校では、卵のみを除去した除去食を提供するとしています。

また、教育委員会では、この基本方針を受けて、31年9月から新センターで実施するアレルギー対応食の提供のために、(2)の学校給食における食物アレルギー対応の手引きの策定を進めているところです。内容につきましては、この後、説明いたしますが、本手引きにつきましては、養護教諭の先生や栄養士などにより検討会を立ち上げまして、今、検討作業を進めているところです。

最後に、今後の予定についてです。平成30年8月には、現在の調理場、実はアスベストが含まれているということが、そこはわかっているのですが、その処理にどれぐらい費用がかかるかということが、しっかりと調査しないとわからないものですから、8月にアスベストの調査を行うこと、また食器や食缶など市で廃棄する必要があるものの廃棄物量調査を行います。

平成31年1月には、新しい調理場が完成しますので、内覧会を実施したいと考えております。2月には開業準備を開始して、試作や調理トレーニングを実施し、その際には試食会などを行いたいと思っています。内覧会や試食会の詳細が決定しましたら、委員の皆様にもご案内したいと考えております。

4月に、新しい調理場から無事に調理が開始できたら、現在の施設の解体作業を行いまして、7月までに現在の施設の解体を行うという計画になっております。

簡単ですが、私のほうからは以上です。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明がありました建替事業につきまして、何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では次に、報告事項の2点目、平成29年度学校給食共同調理場運営委員会活動実績について、事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、私、平井のほうからご説明させていただきます。なお、座って説明させていただきます。

資料につきましては、報告事項(2)平成29年度白井市学校給食共同調理場運営委員会活動実績、ページは5ページからと振ってあるものです。

第1回会議、29年6月22日木曜日に実施いたしまして、議題を28年度の活動実績について、29年度活動予定について、それから29年度調理場の運営について、それから

	<p>学校給食共同調理場の基本設計と今後の予定についてを議題といたしました。</p> <p>第2回会議としまして、9月21日木曜日に実施いたしました。報告事項として、現在の調理場の運営について、それから(2)として、学校給食共同調理場の進捗状況について。また、議題として、(1)として、学校給食共同調理場の名称について、(2)パン個別包装の実施について。</p> <p>次に、第3回会議を29年11月15日水曜日に行いました。内容につきましては、視察として、八千代市学校給食センター西八千代調理場の視察となります。PFI導入による給食調理見学等について視察をさせていただきました。</p> <p>第4回会議としましては、30年2月7日水曜日、内容としましては、報告事項が平成30年度の給食実施予定について、二つ目として、共同調理場の建替事業の進捗状況について。議題(1)としまして、30年度学校給食共同調理場の運営方針について、(2)としまして、小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定について、以上が昨年度の活動実績になります。</p> <p>委員長 ただいまの活動実績の説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>それでは、ただいまの委員会活動実績について、終了いたします。</p> <p>引き続きまして、議題へ移らせていただきます。</p> <p>平成30年度学校給食共同調理場運営委員会活動予定について説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 6ページ、議題(1)平成30年度白井市学校給食共同調理場運営委員会活動予定計画(案)についてご説明いたします。</p> <p>本日、第1回会議としまして、6月20日水曜日、次第どおりの内容となっております。これからの予定になりますが、第2回会議を10月か11月のいずれか1日を予定しまして、先進地視察を検討しております。現状で予定しているのは、浦安市の千鳥学校給食センターに打診をとっているところでございます。</p> <p>それから同じ日に、議題(1)として、給食費の改定についてということで、平成31年10月から消費税が10パーセントに上がります。ただし、食料品につきましては、軽減税率として8パーセントのままということになるのですけれども、加工等にかかる経費が10パーセントになるために、給食費の改定について検討したいと思っております。</p> <p>それから、先ほど少しお話がありましたが、アレルギー対応についても検討議題に入ってくるかと思えます。ちょっと記入がないのですが、申しわけございません。</p> <p>それから31年1月に、第3回会議としまして、新給食センター内覧会の開催ということになっておりますが、先ほど、板橋のほうからも説明ありましたように、内覧会と3月の試食会と、1月と3月に二つ行事がございますので、どちらかを会議といたしまして、どちらかをご案内ということで、会議とは別な形でやらせていただきたいと思っております。</p> <p>それで、会議のほうにつきましては、議題としまして、31年度の学校給食実施予定</p>
--	--

	<p>について、(2) としまして、食物アレルギー対応食についての協議ということと考えておりますので、第3回につきましては、1月か3月の内覧会または試食会に合わせて開催させていただきたいと思っております。詳細については、また後日ご案内をしたいと思っております。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの平成30年度委員会活動予定について、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようですので、活動予定について、終了いたします。</p> <p>次に、議題(2)平成30年度学校給食共同調理場の運営について説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>同じく私から説明させていただきます。</p> <p>資料の7ページになります。議題(2)平成30年度学校給食共同調理場の運営について</p> <p>1、取り組み方針。学校給食の基本は安全・安心でおいしいことです。学校給食共同調理場では、衛生・安全管理の徹底や栄養管理の充実に努め、安全でおいしい給食の提供に積極的に取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>重点事項としましては、衛生管理の徹底。これにつきましては、平成30年度からパンの個別包装の実施を行っております。</p> <p>(2) 地産地消の推進。</p> <p>(3) 食育の推進。食育の推進につきましては、前年度同様、小中12校の全クラスの訪問を予定しております。</p> <p>(4) 調理事故等の防止。</p> <p>こちらを重点事項として取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>2、学校給食の概要。</p> <p>(1) 平成30年度学校給食共同調理場事業特別会計歳入歳出予算の状況でございます。歳入につきましては、1、事業収入で、3億1,461万3,000円。繰入金、こちらは一般会計からの繰入金になりますが、2億4,378万5,000円。3、繰越金、75万円。4、諸収入、8万7,000円。合計といたしまして、歳入が5億5,923万5,000円となります。</p> <p>次に、歳出の予算ですけれども、1、総務費、4,539万9,000円。2、事業費、5億1,083万6,000円。3、予備費、300万。合計で、5億5,923万5,000円と、歳入と同額となります。</p> <p>次に、(2) 給食提供数及び給食費の内容でございますが、小学校8校、桜台小学校除きます。給食回数は年間189回、給食数は4,130食。月額で4,500円。年額で4万9,500円。8月分はありません。1食当たりの金額は260円となります。</p> <p>中学校は、桜台中を除く4校となりまして、給食回数は同じく189回。給食数は1,920食。月額5,300円で、年額も同じく8月を除いて、5万8,300円。1食当たりの金額は、310円となっております。</p> <p>給食業務のうち、調理業務と配送業務につきましては、民間委託により実施しております。</p>

給食にかかる平成30年度の予算は、先ほど説明したとおり、5億5,923万5,000円になります。そのうち、賄い材料にかかる経費は、約3億2,835万2,000円で、この経費から炊飯委託加工賃の一部、こちらは一般会計で負担しておりまして、その一部を除き、給食費として保護者の皆さんからご負担をいただいている状況です。

次に、8ページのほうに移りまして、3、給食費の徴収状況になります。

(1)平成29年度の給食費の徴収状況になります。30年度5月末出納データ後の状況です。現年度分が、調定額3億1,257万540円。収入済額が3億1,040万7,590円。不納欠損額がゼロ。収入未済額が216万2,950円。未納人数は85人。徴収率は99.31%となっております。

過年度分、こちらは、平成14年からの28年度までの状況になりますが、調定額1,279万2,619円。収入済額が254万2,285円。不納欠損額が20万2,500円。こちらにつきましては、債権放棄のため債権がなくなったということで、不納欠損で落とさせていただきました。。続きまして、収入未済額が1,004万7,834円。未納人数は341名。徴収率は19.87%となっております。

徴収対策としまして、①口座振替の推進。生活保護、準要保護、教育実習生以外は原則として口座振替を推進しております。

また、②電話催告や訪問徴収の実施。毎月各学校を通じましてお知らせを配布させていただいています。また、29年度から休日訪問を実施し、少額未納者に対して早期対応ができるように取り組んでいるところでございます。

③児童手当からの納付の依頼。児童手当から給食費の支払いに充てることのできる範囲を拡大いたしました。保護者からの申し出により、最大6年間、児童手当からの徴収ができるように変更しております。現年度分の未納についても徴収できるように変更しました。それから、兄弟の児童手当支給分からも徴収できるように変更しているところです。平成29年度は、年3回支給の児童手当から延べ73人分、208万6,390円を給食費に充てることができたところです。

④支払い督促制度。民事訴訟法に基づき、簡易裁判所に支払い督促の申し立てを年1回行っております。

それから4、課題としまして、施設、設備の老朽化対策として、屋根の老朽化、ボイラー及び蒸気配管の老朽化、調理設備・器具類の老朽化、食器洗浄機の老朽化と、この3月で終わる施設でございますので、何とか来年3月まで稼働ができるよう、準備、修繕を実施しているところでございます。

委員長

それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員

給食費の徴収についてですが、入学時に承諾書などの提出などをお願いできないでしょうか。例えば、給食について理解した上で、その材料費を支払いますというのを一筆いただしておくことで、また、その徴収率も違ってくるのではないかなど。親の理解というものが得られていないので、徴収できないということもあるのではないかなど思うのですけれども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

事務局	法律上、保護者が賄いに係る費用を担うということで規定はされています。その法律の上に、また承諾書をとれるのかどうかとか、それはまた少し検討しなければいけないところがあると思うので、他市町の状況などを確認しながら検討させていただきたいと思います。
委員長	ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。
委員	パンが個別包装になることで、今まで給食の残ったものというのは、持ち帰り原則禁止だったと思うのですけれども、パンだけ持ち帰れるようなこともあるのでしょうか。
事務局	衛生上、持ち帰りはしないということに徹底しております。
委員	隠れて、かばんにこっそり入れている子はいないのですね。
委員	パンが個別包装になったのですけれども、物によっては個別包装になっていないものもあるようで、その区別というのがどうなっているのか。例えば、先日の揚げパンは個包装になっていなかったそうで、やはりそこで落としてしまったお子さんがいたということを子どもから聞きまして、パンは包まれていなかったのかなと思ったものですから。
事務局	パンの納品業者から直接学校に持っていくものについては、個別包装にはなるのですけれども、揚げパンなどは、共同調理場のほうに1回持ってきて、パンを揚げる作業を行ってから提供していますので、その作業の関係で個別包装ではなく、1つのパン、調理品として共同調理場から届けているという状況です。
委員	はい、わかりました。ありがとうございました。
委員長	ほかにございませんでしょうか。 それでは、平成30年度の運営について、終了いたします。 次に、議題(3)白井市学校給食における食物アレルギー対応食の手引きについて、説明をお願いいたします。
事務局	本日は、アレルギー対応の手引きについてです。本日は、議案としてお示ししておりますが、まだまだ検討過程のものでして、たたき台だと考えていただければと思います。従いまして、本日は本委員会で決をとって、これでいいですとかということではなくて、あくまでも現時点での事務局の考えを示させていただき、本日もいいですし、後日でも構いませんので、委員の皆様からご意見をいただければと思っております。委員の皆様のご意見を、また検討部会の中で持ち帰って検討します。大きな変更等があれば、また再度お諮りするようになってくるのかなと思っております。

で、よろしくお願いします。

また、本日詳細に説明することは難しいことから、私たちのやっている検討会の中で議論になったところを中心に説明させていただきたいと思います。

それでは、1ページからごらんいただきたいと思います。

まず、「はじめに」ということで、手引きの策定の意義などを記載しております。

次に、2ページの学校給食における食物アレルギーの対応では、ここの下段から2行目ぐらいにあるのですけれども、実情に合わない無理な対応を避け、医師の指示のもと、対応可能な範囲で、児童・生徒へアレルギー対応食を提供しますというふうに、この対応の原則としております。

2の学校給食における食物アレルギー対応レベルでは、記載の四つのレベルに分かれますが、白井市で実施するのは、現時点ではレベル3の除去食までとしています。レベル4の代替は今のところ対応は考えていません。また、対応するレベルを決定する際には、各調理場の施設や設備、環境、児童・生徒の実情を踏まえ、保護者と協議し、児童・生徒の安全を確保することを前提とします。各調理場の施設や設備として、新センターだけではなく、この手引きは、アレルギー除去調理室が整備されていない桜台小中学校も対象としていますので、全く同じ対応ができないため、それぞれに合った対応をとらざるを得ないということから、このような記載をしているところでございます。

3ページの食物アレルギーのある児童・生徒への対応では、組織図などを書いておりますが、主に給食センターで食物アレルギー除去食を提供することになることから、今後はより一層、学校との連携が必要になってくるのかなと考えております。

次に、4ページの学校給食におけるアレルギー対応の対象とする児童・生徒では、まず、(1)の詳細な献立表及び弁当対応では、これはレベル1及びレベル2に該当しますが、次の二つの事項に該当することを要件としています。①として、医師の診察・検査により食物アレルギーと診断され、特定の食物に対して対応の指示があること。②としましては、学校生活管理指導表、以下指導表というのですけれども、指導表が提出されていることです。この指導表には、医師の診断が書く欄があるのですけれども、これまでは、必ずしも医師の診断書を求めているケースもありましたが、今後は医師の診断を求めることをルール化していきたいと考えております。

次に、アレルギー対応食の除去食の対応では、さきの①、②に該当するほか、次の事項について該当していることとしました。まず、②になってしまいますが、家庭でも医師から指示された対応を行っていること。③アナフィラキシーショック症状を過去に発症した児童・生徒については、医師の許可があり、安全が十分に確保できると判断できること。④として、市が除去対象としている食物をアレルゲンに持ち、調理の段階であらかじめ特定の食物を除去しなければ、その料理を一切食べられないこととしました。

特に、検討会で議論になったのは、アナフィラキシーショック症状が過去にある児童についてどうするかということでした。私の素案では出さないというようなことで出させてもらったのですけれども、現場で働いている養護の先生から、実際に過去にアナフィラキシーショックがあった児童でも、実際に自己除去して食べている児童も

いますし、むしろそういう子こそ安心して食べられるのではないかということで、検討会では、医師の診断があつて、大丈夫だということが確認されれば出しましょうということで今考えているところです。この辺についても、もしご意見があればと思います。

医師の診断というのは、ここの括弧の中に書いてありますけれども、あくまでも除去食の提供は例外的なもので、保護者の勝手な思い込みとか希望で出すものではないということをお知らせしているところです。

5ページの除去食についてです。除去食の対象品目は、先ほども触れましたけれども、新しいセンターと旧桜台小中学校では異なっています。新センターでは、卵と乳なのですけれども、桜台は卵だけです。新センターではアレルギー除去実施の状況、人数がどれくらいになるのかもわかりませんし、除去食を提供するにあたり、栄養士の配置等が必要となってきますので、そういう状況が整えば、施設の機能的にはもっと拡大することも可能ですし、代替食を出すことも可能な施設にはなっていますが、今は市の体制が整ってないということで、ここから始めさせていただきたいということを考えております。

また、残念なのですがすけれども、桜台小中につきましては、アレルギー除去調理室が整備されていないので、これ以上の対応は不可能ということになっております。

(2) 除去食の提供ですが、給食センターでは、除去食であっても、(2) ②に書いてあるのですがすけれども、簡易な代替品を提供できる場合は代替品を出していきたいと考えております。これは、栄養価を確保するものではないのですがすけれども、簡単につくれるものは出しますよということで、例としてはパンの代替として米飯とか、あとはパンの代替として米粉のパンというものもあるので、そういうものも考えていきたいと思っておりますが、桜台小中学校では調理スペースがないということで、代替品の提供はできないところです。

また、検討会で意見が分かれたところがありまして、ここには記載がないのですが、仮に献立に牛乳以外に除去すべきアレルギー食物がない場合というのがあるかと思えます。例えば、給食センターの場合、卵、乳がない献立というのが年に数回ありますが、その日は通常食の提供という話もしました。ただ、確かに牛乳以外に食物アレルギーが全くなければ、通常食を食べることもできるのですがすけれども、アレルギー対応の基本といたら大げさなのかもしれませんが、できるだけ単純にしたいというのがあるので、単純にしたいところから、間違いがあったらいけないので、通常食のみの給食提供の日であっても、専用のジャーで食べたほうがいいのかということになりました。その辺についても皆さんの意見があればお願いします。

ただ、卵・乳のない献立は、月に1.2回ということですが、何かの間違いで除去食を忘れてしまい、子どもが今日はアレルギー食物がないのだといって食べてしまったときには、事故になりかねないので、できるだけ単純化するには、必ずこれを食べてくださいというのが安全ではないかというのが、私たちの意見でした。

次に、6の除去食の調理方法です。これについても、新センターと桜台小中学校では、施設の機能上、調理の方法などが違うことから、安全の確保に差が生じておりますが、やむを得ないものと考えています。除去室があるものとないものでは、やはり

どうしてもつくり方、初めからないラインでつくっていくのか、桜台は卵スープの場合は、まず卵を入れる前にスープだけ除くという、食器とか食缶は同じものを使うということになります。でも、給食センターでは、はじめから違うライン、だから安全に少し差が出てきてしまうのかなというふうに考えております。これはやむを得ないと思っております。

次に、7の学校給食対応レベルの決定です。この子は基本食を提供するのか、除去食を提供するのかということについて、ちょっとご説明したいと思います。下に書いてあるのですが、8ページに一連の流れを記載してありますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。これは、31年度の給食センターを除いた場合です。31年度だけは、別途17ページにスケジュールを示しておりますが、31年度は、まずは給食センターの運営をしっかりさせてから出したいということで、アレルギー対応食の提供は9月からとしておりますので、イレギュラーな年度になっております。初年度なので、それはご勘弁いただきたいのですが、それ以外の年度について、流れを簡単に説明したいと思います。

8ページに戻っていただいて、8ページに沿って説明していきたいと思っております。まずは、小学校に入学する場合としまして、前年の10月から11月に就学時健診というものが行われます。このときに、様式1というものがあるのですが、アレルギー調査表を保護者に配って、食物アレルギーの状況を把握します。その調査票については、後ほど簡単に説明します。2月に、今度は入学説明会がありますので、入学説明会時に先に配付した調査表を回収しまして、そこでアレルギーのある児童の保護者に対して、今度は健康管理指導表というものを配付します。この指導表には医師の診断を記載する欄がありますので、病院に行っていただいて、医師に診断をしてもらって指示をしていただくようになります。4月の入学後に指導表を提出いただきまして、除去食を出していただきたいという希望がある場合は、面談申込書とアレルギーに関する問診票を学校に提出いただきまして、それを給食センターと共有します。5月中に保護者と面談を行い、除去食の提供が適当と判断された場合は、保護者に除去食の実施申請書を提出してもらいます。6月にアレルギー審査会というものを設置し、そこで実施の可否や除去食希望と申し込まれてきたのだけれども、この子はやはり難しいとだろうといえ、弁当対応ということもあるかもしれません。いずれにしてもレベルを決定し、各保護者に通知します。決定を受けた児童で、除去食が可能だということになれば、7月1日から除去食を提供します。残念ながら、7月1日までの間は、どうしても食べられない子は弁当ということになってしまいます。これもやむを得ないのかなと思っております。

検討会の中で、もっと早く実施できないのですかという、意見があつて、その気持ちは私たちも同じなのですが、まず、安全をしっかり確保することと、また、学校を含めた面談というのは、どうしても担任の先生が必要になってくるのかなと思っておりますので、それが決定するのが4月ということになると、なかなか4月早々、5月早々というのは難しいかと思っております。しかしながら、31年度に1回実施しますので、その中で改善できる部分があれば改善して、あわせてスケジュールの見直し、できれば1カ月前倒しぐらいのことができればいいなとは思っているのですが、

今のところは7月1日ということで、スケジュールをお示しさせていただいています。

9ページをめくっていただいて、9ページの上段には、継続の場合が記載しております。継続の場合は、医師の診断を確認して、児童・生徒の状況に大きな変化がなければ、特に面談とかをしないで、年度内に事務を終了して、進級進学後の4月から継続して実施したいと考えております。下段には、停止の場合について書いてありまして、医師のほうから、停止しても大丈夫だよという診断があれば、停止願を提出していただきまして、提出後速やかに除去食の提供を停止するということになります。

10ページをごらんください。8の除去食の配送・受渡し・喫食・誤食を防ぐためについてです。

まず、(1)の給食センターの除去食手渡し手順です。除去食を個別容器に入れ、専用のかごに入れ、調理員から配送運転手、配膳員、学級担任への受渡しをいたします。その際には、必ずサインを入れていただくこととしています。児童・生徒が喫食する際には、専用食器、こちらになります。今のところ予定しているのは、これの専用食器でこのようなものに入っているのですが、これで食べていただくということになります。ここに入りきらないものは、別途、かごの中に収めていく。本来ならば、他の児童・生徒と同じ食器に移して食べさせてあげたいなという思いもあるのですが、誤配・誤食の恐れがあることから、専用食器で食べたほうがよいのではないかというふうに考えていました。これも安全ということで、こういうことにしています。

また、給食センターから配食された場合は、おかわりは通常食を含めて不可としております。だから、これだけしか食べられませんよということになります。

次、11ページについて。一方、また難しいところなのですが、桜台小中学校の除去食についての手渡し手順では、まず、除去食のみを卵スープの卵なしのスープのみを食器に盛りつけて教室まで運びます。通常食は、対象児童が他の児童と同様に食器に盛りつけるということになっています。また、アレルギーを含まない通常食についても、こちらはおかわりしてもいいですよということになっています。

この違いは、先ほど先生からも言われたのですが、センターの場合は、アレルギー除去室で調理していることから、アレルギーを含まないものについても、全くアレルギーを含まない状態で調理することが可能になっています。つまり、食缶とか食器は、もう別々のもので調理していますのでできます。でも、桜台小中学校では、通常食と同じ調理場内で調理していますし、食缶も同じもの、食器も同じものを使って、洗うところも洗浄も一緒になってしまっています。ですから、除去食といえ、完全にアレルギーを含まないものを調理することはできないのだと思っています。桜台小中学校では、食器も調理器具も同一のものを使用していますので、残念なのですが、症状や保護者の意向によっては、本当は給食センターだったらいいのだけれども、桜台だったらお断りすることもあるのかなど。この辺の差が出てきてしまうというのが、今、課題といえば課題なのですが、これはやむを得ないのかなと思っています。そういう状況が生じてくるかもしれないなということを考えております。

11ページの給食時の教室での対応では、給食準備時とか給食時間とか、教員等がどのように指導するかということ、それと、他の児童・生徒に対してもどうやって指導していくかなどを記載しております。例えば、給食終了時には、誤食がなかったかなどを児童・生徒に確認したり、食物アレルギーがある児童・生徒の欠食状況や健康観察を行うなど、これは担任とか教室にいる先生が行うことになるのだと思いますけれども、そういうことを記載しております。

12ページの教職員の役割では、校長先生や学校担任、教職員が給食センターや調理員などの役割を、それぞれ記載しております。

次に、14ページの児童・生徒の対応では、児童・生徒の発達段階に応じて、学級担任、養護教諭、保健主事、栄養士等が連携して、保健面、栄養面、生活面に関する以下の指導を行い、自己管理能力の育成を目指しますとしています。

また、周りの児童・生徒への指導として、食物アレルギーに関する理解を持ってもらって、仲間はずれがないように配慮することなど、そういうことを記載しております。

最後に、15ページの11です。学校給食以外での配慮ということで、学校生活で想定される場面ごとに学校で配慮しなければならない事例をお示しさせていただいています。これらにつきましては、既に、実際に学校でもう行っていることなのかとは思いますが、改めて記載させていただきました。

以後は様式になります。まず、様式第1号としまして、アレルギー対応に関する調査表です。これを配るところから始まっていくと考えております。

第2号は、食物アレルギーで、もし給食をとめてほしいというのであれば、この「食物アレルギーなどによる学校給食停止願い」を出してくださいということです。

様式第3号、「学校生活管理指導表」というものです。これには、医師の診断する欄等々を書くようになっていまして、裏面を見てもらえば、学年進行していただけるようになっております。

第4号様式の、アレルギー対応食希望に関する個別面談申込書により、希望の日等を記載してもらい、いつ行いますかという決定をします。

第5号様式は、これはアレルギーの間診票です。個別面談をしたときに、この間診票にしたがって、内容を確認して、保護者の方と学校の先生、養護の先生、栄養士等で、面談をしていくことになります。

第6号様式は、面談の結果、希望したいということであれば、実施申請を出していただくということになります。

実施申請を出していただければ、第7号様式としまして、教育委員会のほうで決定をしまして、これで大丈夫だということであれば、除去食にしますと。ここに除去食を実施しないということも書いてありますので、実施しないという決定をすることも想定しております。

第8号様式は、アレルギー対応食の停止をしてくださいという様式になります。

第9号様式では、アレルギー対応食の停止通知書ということで、もし停止願いが出れば、いつから停止しますということを通知して、除去食の提供は終了ということになります。

委員長	<p>先に申し上げたとおり、本日、この後、意見をいただいても結構ですし、もし今日は気づかなかったけれども、こういうことが気になったがどうなのだろうか、こういうふうにしたらどうなのだろうかということがあれば、いつでも連絡いただければ、まだまだこれを修正する時間はありますので、お願いしたいと思います。</p> <p>それでは、食物アレルギー対応食の手引きについて、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>ここにありますように、桜台小中に関して、随分いろんな配慮をせねばならないというのはわかるのです。考えられる一つの案なのですが、桜台に関しては、給食センターで対応というのはできないものなのですか。</p>
事務局	<p>物理的に、配送が間に合わないのです。まず、配送車を確保しなければいけない。例えば、給食センターの職員が持っていくとか、学校の先生がとりに来るということは、物理的には困難と思われま。あり得ないではないのですが、やはり時間的とか、そういうのが難しいのかなと思います。当然、献立も桜台小中学校と給食センターでは違ってきます。</p>
委員	<p>わかりました。自校式で桜台小中学校はやっていますので。ただ、地理的に結構近いかなと。</p>
事務局	<p>そうですね。車1台用意して、職員なのか臨時職員なのかわからないですけども、用意すれば、それなりにお金がかかってしまいますけれども、配送できないことはないかもしれないんですけども、例えば今の現員で誰か行ってこい、毎日行ってこいということになると、かなり厳しいのかなと思います。</p>
委員	<p>ここまでの手間暇ではないですけど、その違いがあるわけですし、当然そのリスクもあるわけで、そういうのを加味するとどちらなのかなと素朴に思ったのですが。わかりました。</p>
事務局	<p>今はアレルギー食は卵、乳しかしませんが、桜台小中学校は卵しかやらないのですけれども、もしかしたら給食センターが頑張って、卵、乳、卵と乳の3種類やりますよとか、小麦もやりますよとなってきた場合、どんどん差が出てきてしまったときに、桜台小中学校のほうから、実はこちらに配送してくれという声は出ないとも限らないとは思いますが。</p> <p>ただ、今のところは桜台小中で、実際に除去食を出しているというのは、数名とのことですので、そこまでそんな声はないのかなとも思います。</p>
委員	<p>疑問に思ったことがあって、この対応するスケジュールだと、普通の入学とか進学用で、例えばアレルギーとかだと、今までなかったけれども途中で出たりとか、転入</p>

事務局	<p>とかして、その場合の対応は、やはりこの用紙を提出してから3カ月ぐらいかかった判断での対応になりますか。</p> <p>そういうことになります。8ページの後ろのほう、説明してなかったですけども、一番下のところに、13番、除去食の提供開始というところで、年度途中の新規の場合は、様式1の「アレルギー対応に関する調査表」を提出してから、90日を経過した日の翌月1日からということには、一応、今のところは定めています。これもやったことがないので、他の団体もいろいろなのです。八千代市さんだと、4月に出して6月から出していました。私が行った吉川市というところが埼玉県にあって、2年ぐらい前にできた調理場ですけども、そこはもう学期ごとにしか出さないよと、それでいいのかなと僕は個人的には思ったのですけれども、例えば、1学期だったら、もう9月から、いつ出しても9月から、2学期に出したら、いつ出しても3学期からとやっているところがあって、自分たちも、どのぐらいかかるのかはわからないのですけれども、今のところは、このスケジュールでいくと、大体7月から、4、5、6と考えると、新規、途中、年度途中で来ても、8月とか出てくれば別なのでしょうけれども、90日は必要なのかなと。もしかしたら、もうちょっと短縮できるかもしれないですけども、現時点ではこのように考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
委員長	<p>参考までにお聞きしたいのですけれども、過去に、今までにアレルギーが、全くなくて、ある日突然、体調が悪かったりとかして、急にじんま疹が出てしまったとか、食べ物を食べて。そういう例というのは、あったのでしょうか。その場合の対応とかというのはあったのでしょうか。</p> <p>以前に、フルーツを食べて、今までは何の診断もなかったけれども、非常に表情がよくなかったというような件はありました。その場合には、緊急対応ということで対応していただいたと聞いております。</p>
委員	<p>そうですね。急になることあるんですよね。実際、私もなったことがあって、全くアレルギー、普段何もなかったのですけれども、ある日、何が原因だったかもわからないのだけれども、全身、じんま疹が出てということがあったので、お子さんの場合なんかもあるのかなと思ひまして、お聞きしてみました。</p>
事務局	<p>結局、そういった場合は、原因がわからないことが多いです。何かじんま疹とか、複合因子的に、おっしゃったように、体調がそのとき悪かったとか、たまたま苦手な食材が重なったとか、何かそういった背景がわからないことが多くて、本格的に、例えば、急に大人になってからアレルギーになったとか、エビに対してアレルギーが出たというのは、だめなのですけども、その場合は、しっかり診断がなされると思うので、万が一、そういった場合は、急に本格的にアレルギーになったという場合は、</p>

	<p>やはり検査、診断というプロセスになるのではないかと思います。</p> <p>ほかに、ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>14ページの最初の③のアレルギー症状が出た場合の措置方法確認しておきますということで、緊急時の処置方法や連絡先の確認をしておきますというふうに記載があるのですが、これはアレルギー症状が出た場合、これに対しては、まだマニュアル的なものは整備されていないということになりますか。</p>
事務局	<p>第3号様式には、緊急時連絡先が記載されているので、養護教員はきちんと確認しておきなさいということになります。</p>
委員	<p>例えば、何らかの原因で症状が、じんま疹だったり、アナフィラキシーショックだったりというのはあるとは思いますが、そういった場合、例えば軽いじんま疹程度だったら、親に連絡して迎えに来てもらって、それから病院なのか、学校から直接どこかの病院に連れていくのかとかいう、そういう対応は学校ごとに決まっているという形になるのでしょうか。それとも、これは市としてのある程度のガイドラインをつくるのかどうかというのを知りたいなと思ひまして。</p>
事務局	<p>学校の中で、重篤な状況になる可能性があるお子さんについては、やはり一番初めに健康調査表の中で、それを書いてもらいますので、緊急時はどのようにいたしましょうか、あるいは、救急をやったときに、ナンバーとかという番号をとっていただいて、その番号にしたがって、どここの病院とかに連れていく。あるいは、救急隊員の方にこういう説明があるとかということ、もうわかっているお子さんについては、そういうふうに対応します。</p>
委員長	<p>では、全体のガイドライン的なところまでは、ないという感じですか。</p>
事務局	<p>統一したという形では、今のところないです。</p>
倉敷委員	<p>例えば、そういった場合、また桜台の話も出てきちゃうかとは思いますが、給食センターとして、そういったガイドラインを今後定めたほうがいいのか、それとも、各学校ごとというふうにするのか、その辺、できればはっきりさせておいたほうがいいのかないかなという気がします。</p> <p>あと、もう一つなのですけれども、例えば、先生方がどこかの病院に連れていかなければいけないといった場合、私の家内の例なのですけれども、これは食べ物ではなくて薬でアレルギーが出てしまって、119番したときに、向こうから、そのくらいだったら、どこその病院が今夜はこういう対応をしてくれるから、そこに連れていってくださいという情報を聞いて、直接連れていったのです。連れていったら、まず受け付けして、いきなりレントゲンとCTスキャン撮られて、それから30分ぐらい車椅子の上に座らされて待たされて、それから医者の間診が始まって、いきなり、ああ、</p>

	<p>アレルギーだねと。だから最初から言っているではないですかというような対応があったのです。結局、2万円以上診察代がかかってしまいました。こちらは前もって、アレルギー症状のようだと伝えているのに、問診を最初にしてくれなかったのはなぜだと、いきなりレントゲンとCT撮りをはじめたのはなぜだと言って、うちの病院、そういう対応なのですみたいな感じで、言われたままに病院に連れていってしまうと、そういうふうにして、高額な診療費用を後から請求されて、下手すると親御さんのほうから、何でこんなふうになってるのですかみたいな話にもなりかねないところがあると思うので、そういったところでも情報がある程度集めて、緊急時に、アレルギーだったら、こうだから先に問診してくれと、対応を先にしておかないと、そういったトラブルも起きる可能性があると思うので、できれば、何らかの方針があると、もしアレルギーが出た場合の親御さんにとってはいいのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>今のお話で、救急隊のほうで、何か救急車を要請した場合の搬送用のシートみたいなものが今あるらしいのです。これは、高齢者のほうでやっているのですけれども、この人が救急車を要請した場合、このシートを冷蔵庫の脇に張っておきますから、それを見て、どこそこに連れていってくださいとか、かかりつけ医はここですとか。そういう情報をどこかに持っている、救急隊のほうでももちろん持っているでしょうし、そういう情報をいろんなところで共有するというのは、大事なことなのではないかなと思いました。だから、多分、学校側でもそのお子さんについて、こういうアレルギーがあるというのを把握していても、誰もが確認できる場所にその情報ないのではないかなと。例えば、決まった場所、決まった人しか見られないようなところにしかなければ、それは緊急時に即対応できるかという、わからないですね。いつ何時起きるかわからないので、誰もが見られるところ、目につくところに、そういう情報欲しいかなと思います。</p>
委員	<p>もし個別なものが特定されるような記録があったら、後で見せてください。</p> <p>今、委員さん、おっしゃったみたいに、学校の場合は、全ての職員が本当に100パーセント周知しているかといわれたら、ちょっと自信がないところがあるのですけれども、学校の側の今、アレルギーの話ですけれども、アレルギー以外にも、既往症等、いろんな緊急の場合の要請するときがありますので、何とか何番とかですよね。</p> <p>119番して、すぐもう何番と言えば、データが全部向こうに照会してもらえて、こういう症状の場合は、もうここの病院のこのドクターにまで、全部決まっているような。そのデータは、学校ではもう、すぐとり出せる場所に全部あります。職員に共通理解を図って、もしものときは、このお子さんについては、ここにあるこれを使うのだよ、ここにデータがあるのだよということは、確認はしているのですけれども、自分のところの場合は、それを想定した訓練を行ったことがありませんので、この子がこんなアレルギー症状が急に出た、すぐ対応しようというような訓練はしたことがないので、本当にそれが起こったときに、管理職であり養護教諭でありということ</p>

対応ができたとしても、その場に居合わせた先生が、もう舞い上がっちゃってという可能性がりますね。

今、白井市の学校の場合は、全部、校内で連絡がとりやすいように配線ができていますから、小学校の場合は給食中にすぐポッと戻したりするんですよ。そのたびに電話がすぐ入って、校内にいつのまにかできている処理隊がすぐ駆けつけて、きれいに片づけて、ほかの子たちは、こちらへ全部避難させてなんて動きがありますから、大丈夫かなとは思いますが。

私が言わせていただいた関係で気になっていること、この手引きに入る内容ではないかと思うのですが、一番最初は、とにかくまず小学校に入学してくる前の就学時前の検診時での保護者からの申し出ですよ。家庭では、その前の段階で、そのお子さんについて何らかのアレルギーがないか、家庭の中で見受けられたことによって、医師の診断を受けているというところが、今、結構、経済的理由もあるでしょうし、親の無関心もあるのでしょうけれども、子供の健康上に明らかにおかしいなというのがあっても、保護者のほうで子どもを病院に行かせたことがないという、こういう家庭が増えていきますので、医師の診断があった場合に、このアレルギー対応をするという、1歩目からもうすり抜けてしまうような家庭が割と多いという現実があります。だから、それについて、どう対応しろというのはなかなか難しいですけれども。

事務局

永遠の課題かと思っておりますけれども、こちらとしては、出す以上は、何と云うのですかね。先生にどうしろということはないのでしょうけれども、出す以上は、やはり診断がないと出せないのかなと。では、診断がない子はどうするのだと言われれば、ない子に勝手な思い込みで、卵の除去食は大丈夫だよと出して、それでもし事故があったら、そこで給食センターの責任になってしまうので、そこはどうしても私たちとしては譲れない一線だと。ただ、診断書のない子の対応は、別途考える時代になるのかもしれないですね。そういう子だったら、もしかしたら、弁当もつくってこないでしょうし、かといって、アレルギーがあるのに給食食べさせて大丈夫かという。どうしたらいいのですかね。何も答えになってなくてすみません。

委員

就学時健診のときの学校説明か何かで、よほどしっかりと学校側、あるいは市の側から、来ている保護者に、就学児の検診というのは、幸いなことに、たいていの保護者はほぼ100パーセントいますから、それ以後のなかなか100パーセントいたことないのですけれども、そのアレルギー対応の場合、市ではこのようにします、ただし、確実に医師の診断をお願いします。そうしなければ対応できないのですということや学校の職員が言っている、何かあまり説得力ないのかなと。栄養士さんであるとか、それから食物に関する専門の方の重みのあるお言葉で保護者に訴えかけたほうが、これはいよいよ医者行かなければだめかなという危機感のようなものを持つのかなという。校長あたりが話しても、校長、ほかにどうでもいい話もいっぱいしていますので、結構、スルーされてしまうかなという感じを受けるので。

委員長

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

	<p>私のほうから、細かいことで恐縮ですが。2ページ目の上から6行目、「しかしながら、食物アレルギーによる事故は、時に生命にかかわります。」本当に細かくて申しわけないのですけれど、食物アレルギーにかかわるとかのほうがいいかなと思いました。食物アレルギーによる事故はとなると、食物アレルギー持っている子が悪いというふうな印象になってしまいがちななと思われました。食物アレルギーを持つお子さんがいて、プラス、人為的なミスとか、そういったところが加わっての事故なので、事故という言葉に結びつける場合は、そちらのほうが適当かなという印象を受けました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
委員長	<p>ほかに、ご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>それでは、食物アレルギー対応食の手引きについては、これで終わりにさせていただきます。</p> <p>引き続きまして、最後の議題になります。議題4、その他について、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>その他につきまして、2点ほどあります。</p> <p>最初の報告事項で、新しい共同調理場の名称を白井市学校給食センターにすることで決定しておりまして、設置管理条例の一部改正を9月議会で行う予定ということは報告させていただきましたが、その中に、この委員会、共同調理場の運営委員会の任期とかも載っておりまして、今、任期が2年となっております。名称が変わるために条例改正するのに合わせて、こちらの委員の任期を2年から3年に変えようと思っているところです。これにつきましては、審議の継続性や事務の効率化ということで、現在、新たに設置している委員の任期は、ほぼほぼ3年になっています。役職、例えば校長先生がかわられて、人がかわったというようなことであれば、それはそれで任期とは別にかわっていくのですけれども、その条例上の任期を2年から3年に変える方向で、今、検討しておりますのでご承知おきいただきたいということと、それにあわせて、先ほど予算の説明で、学校給食調理場事業特別会計ということで、学校給食の調理場の予算は、市の一般的な財政の予算とは別に、特別会計として歳入歳出を合わせて予算書をつくって持っています。それを新しいセンターができるのに合わせて、市の予算に入れ込もうということで、要は税金とかそういったものに合わせて給食費が出てきて、歳出としては、いろんな事業の一部として、給食センターのお金が支出されるという形になります。</p> <p>このメリットは、一つは、予算の効率化とか、一般会計からの繰入金とか、先ほど、繰入金の話の説明しましたけれども、そういった手続が必要なくなる。歳入は歳入、歳出は歳出で組めますので、学校給食調理場のお金として合わせる必要がないので、わざわざ繰入金をつくる必要がなくなってくるということになります。</p> <p>あと、給食費が未納だったとしても、現状としては、一般会計の繰入金から入れているお金で賄っているのですけれども、同じことなのですから、市の財政からそ</p>

<p>委員長</p>	<p>のまま直接賄える。要するに、歳出の予算だけ組んであるので、その歳出の予算分は支出ができるという形で、特別会計から一般会計のほうに移行するということをあわせて検討しておりますので、その2点について、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>今の説明について、ご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>以上で、予定されておりました議題が全て終了いたしました。長時間にわたり、ありがとうございました。</p> <p>議長の職務はこれで終わらせていただきまして、事務局に戻します。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>鳥海委員長、ありがとうございました。</p> <p>以上で今日の会議の一切を終了させていただきます。</p>